

突合・縦覧点検、算定日記載について

レセプトについて、オンラインで請求もしくは光ディスク等の電子媒体で請求している場合（以下、電子レセプトによる請求という）については、2012年3月審査分（2月診療分）から突合・縦覧点検が開始されている。また、電子レセプトによる請求に際しては、記載要領通知で定められているように2012年4月診療分から、「摘要」欄に算定日を記載することになった。それぞれの問題点、留意事項について解説する。

1. 突合点検

突合点検とは、院外処方を行っている医療機関のレセプトと調剤薬局のレセプトを突き合わせて、病名漏れや適応外使用をチェックするものである。従前は、1,500点以上の調剤レセプトが対象であったが、今回からすべてが対象となる。投与された薬剤の適応が医科・歯科のレセプトにある傷病名に合致しているのか、また、用法・用量に問題がないのかをチェックするものであるが、疑義が生じた場合は、突合点検連絡書を医療機関に送付し、申し出がない場合は、翌月の医療機関への支払額から調整するとしている。

実際には突合点検で不一致が判明した場合は二通りの取り扱いがされている。調剤レセプトの薬剤がすべて査定となってしまう場合は返戻照会を行い、薬剤の一部に不一致があり、当該薬剤を査定しても他の薬剤が残る場合は、その薬剤について査定するということである。このような異なる処理がなされている理由は、薬剤がすべて査定となると、処方という治療行為自体がなくなるため、責別確認（医療機関と調剤薬局のどちらの責任によるのか確認）ができなくなるためである。

突合点検は、電子レセプト請求で院外処方を行っている医療機関が対象となっているが、院内処方の薬剤についても同様のチェックが行われている。無用な返戻・査定を避けるためにも、医療機関の側でも、今一度、処方している薬剤の適応や用法・用量などの確認が必要である。また、突合点検によって判明した不一致については病名漏れによるものもあることから、レセプト作成時の点検にさらに留意していただきたい。

[薬剤の適応と病名、処置、手術について]

消炎鎮痛剤、抗生剤等は様々な種類、適応があり、病名、処置、手術と合致していなければ、査定・返戻の対象となるので注意が必要である。以下、例を挙げる。

① 歯痛・手術後ならびに抜歯後の消炎鎮痛—ボルタレン錠

C, P u l, P e r 等の病名、もしくは手術や抜歯の算定が必要

②手術後、外傷後並びに抜歯後の消炎鎮痛—ソレトン錠80、ペオン錠80

脱臼等の外傷関連の病名、もしくは手術や抜歯の算定が必要

[用法について]

抗生剤によっては、投与日数に規定のあるものがある。歯科疾患領域においては、ジスロマック錠250mgは3日間投与、ジスロマックSRドライシロップ2gは1回投与となっていて、それ以上の投与はできない。

【用量について】

抗生剤では、「効果不十分と思われる場合は適宜増減する」と添付文書に記載のあるものについては、最大一回の投与量を2倍量まで増やすことができるが、薬剤によっては量が規定されているものがある。フロモックス錠は100mgと75mgの2種類があるが、「効果不十分の場合は、1回150mg（力価）投与」と規定されていることから、効果不十分な場合は、75mgを2錠投与しなければならない。100mgを2錠投与した場合は、用量過剰投与ということで、査定されてしまうので注意が必要である。

2. 縦覧点検

縦覧点検とは、過去6か月のレセプトを月単位で時系列に並べて審査を行い、算定要件に合致しているかどうかをチェックするものである。同一初診内における再度の補綴時診断料の算定、T.cond中の義歯管理料の算定、過剰なスクレーリングのブロック数など、歯周治療の流れなどに算定の誤りが多く見受けられる。縦覧点検では、処理できるレセプトが当月分に限られているため、過去の請求に誤りがあっても、返戻されても、返戻照会事項が詳記されていないと、返戻を受けた医療機関も返戻理由がわからず、混乱を引き起こしている。以下、例を示す。

イメージ図

縦覧情報							
項目	当月	7月	6月	5月	4月	3月	2月
初診[218]							1
再診[42]	3	2	3	5	4	3	3
歯管[110]	1	1	1	1	1		
実地歯[80]	1	1	1	1	1	1	1

初診より2カ月を超えて算定した1回目の歯管

イメージ図

縦覧情報							
項目	当月	7月	6月	5月	4月	3月	2月
初診							1
再診	2	1	4	2	1	3	2
Tcond	2		4	2			3
義管		1			1	1	
義調							2

Tcond中の義管・義調の算定

イメージ図

縦覧情報							
項目	当月	7月	6月	5月	4月	3月	2月
再診	1	1	1	1	1	1	1
SPT	1			1			1
P基処		1	1		1	1	
歯管	1	1	1	1	1	1	1

SPT算定期間中のP基処の算定

3. 算定日記載

算定日情報については、当月の診療行為を日単位で時系列に審査を行うものであり、所見のないカルテを開示しているのと同じ状態である。算定日情報に基づく返戻照会は、紙レセプトで行われ、そこには算定日の記載がないことから、「算定日情報に誤りがある」などと返戻されても、縦覧点検の返戻と同様に返戻理由が分からないということになりかねない。

歯科は、算定要件や算定ルールに関する項目が多いことから、それらに縛りの多い歯科において、留意しなければならない点を以下に列挙する。

[算定要件上の留意事項]

- ① 歯周疾患において、歯科疾患管理料（歯管）算定後、後日の歯周病検査を算定する場合
歯周病に罹患している患者の管理計画書は、歯周病検査の結果を踏まえて作成することから、歯周病検査は歯管算定前もしくは同日での算定となる。
- ② 加圧根充算定後、後日に確認の X 線撮影をする場合
根充後に X 線撮影を行い、根充状態を確認した場合に算定することから、根充と同日に X 線撮影を行わなければならない。
- ③ 初診月に歯周病検査算定前のスクレーリングを算定する場合
歯周基本治療は歯周病検査の結果に基づいて行われるものであることから、歯周病検査以前にスクレーリングの算定はできない。
- ④ 歯冠形成前のテンポラリークラウン（TeC）を算定する場合
TeC については、歯冠形成を算定した日から補綴物の装着までの期間に算定する取り扱いであることから、歯冠形成前には算定できない。

[算定ルール上の留意事項]

- ① 「1日につき」と算定回数に上限がある場合（1日1回の算定）の複数回算定
歯科訪問診療料（1日につき同一建物1人のみ 850 点、同一内建物複数 380 点）、摂食機能療法（1日につき 185 点、月4回まで）や歯科ドレーン法（一日につき 50 点）などの場合、1日2回算定などは不可。
- ② 併算定ができない項目の算定
歯冠形成と同日の知覚過敏処置の算定。SPT 開始後の P 処、P 基処、歯周基本治療の算定。SPT 算定と同日の機械的歯面清掃処置の算定。KP、生 PZ と同日の浸麻の算定。T.cond 算定期間中の義歯管理料の算定など。
- ③ 同一術野での算定
抜歯と同日に行った同部位の歯槽骨整形術の算定。歯周外科手術と同日に行った同部位の小帯切除手術の算定など。
- ④ 加算点数の場合
フッ化物局所応用やフッ化物洗口指導は歯管の加算点数であることから、歯管算定と同日でなければ算定できないなど。

イメージ図

[歯科疾患管理料]

①P-G病名にて、歯周病検査算定以前の歯管の算定について

歯 病 名 部 位	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	P
	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	
日別情報															
【1日】															
	初診[218]														218 × 1
	<u>歯科疾患管理料</u>														110 × 1
	写真診断(パノラマ) 1枚														1
	特殊撮影(デジタル)(パノラマ) 1枚														1
	↳パ電														402 × 1
【5日】															
	再診[42]														42 × 1
	実地指1														80 × 1
	<u>P基検(20歯以上)</u>														200 × 1
	スケーリング (66 × 1)														66 × 1
	↳スケーリング (38 × 2)														38 × 2

イメージ図

[歯科疾患管理料]

②初回の歯管が算定される前の
機械的歯面清掃処置の算定について

歯 病 名 部 位	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	P
	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	
日別情報															
【1日】															
	初診[218]														218 × 1
	P基検(20歯以上)														200 × 1
	写真診断(パノラマ) 1枚														1
	特殊撮影(デジタル)(パノラマ) 1枚														1
	↳パ電														402 × 1
	<u>歯清</u>														60 × 1
【5日】															
	再診[42]														42 × 1
	<u>歯科疾患管理料</u>														110 × 1
	P基処														10 × 1
	スケーリング (66 × 1)														66 × 1
	↳スケーリング (38 × 2)														38 × 2

イメージ図

[歯周病検査]

①口腔内消炎手術と同日の歯周病検査の算定について

歯病名部位	7 7 P 5 GA	
日別情報		
【1日】	初診[218]	218 × 1
	<u>P基検(20歯以上)</u>	200 × 1
	処方箋料(その他)	68 × 1
	<u>口腔内消炎手術(歯肉膿瘍等)</u>	180 × 1
【5日】	再診[42]	42 × 1
【10日】	再診[42]	42 × 1
	歯科疾患管理料	110 × 1

イメージ図

[処置]

P処、ペリオクリン

歯病名部位	7 7 P	
日別情報		
【1日】	再診[42]	42 × 1
	(特)ペリオクリン歯科用軟膏	
	O. 5g 1シリンジ	57 × 1
	P処	10 × 1
【3日】	再診[42]	42 × 1
	<u>(特)ペリオクリン歯科用軟膏</u>	
	O. 5g 1シリンジ	57 × 1
	P処	10 × 1
【5日】	再診[42]	42 × 1
	<u>(特)ペリオクリン歯科用軟膏</u>	
	O. 5g 1シリンジ	57 × 1
	P処	10 × 1
【8日】	再診[42]	42 × 1
	(特)ペリオクリン歯科用軟膏	
	O. 5g 1シリンジ	57 × 1
	P処	10 × 1

イメージ図

加圧根充後の確認のX線

患 病 名 部 位	4 5 Per	
日別情報		
【1日】		
再診[42]		42 × 1
根管貼薬(2根管)		30 × 1
根充(2根管) [90]		
└加圧根充(2根管) [152]		242 × 1
【3日】		
再診[42]		42 × 1
根管貼薬(2根管)		30 × 1
【6日】		
再診[42]		42 × 1
写真診断(アナログ)(エックス線)		
└症状確認		
単純撮影(アナログ)(エックス線)		
標準型(3×4) 28円/枚 1枚		38 × 1
根充(2根管) [90]		
└加圧根充(2根管) [152]		242 × 1

月日	部位	療 法 ・ 処 置	点数	負担金 徴収額
4/1		初診 ← 現症・現病歴も記載する	218	
		X-Ray ①パノラマ(パ電) ← 必ず読影をし、所見を記載する	402	
	1 12	②デンタル(電)	48	
	1	OA(薬剤名)+2%キシロカインct1.8ml 浸麻1.0ml	-	
		膿瘍切開 排膿(+)	230	
		消炎処置	144	
		消炎後抜歯の予定 説明	-	
		処方料	42	
		調剤料	9	
		薬剤情報提供料	10	
		Rp)(内)フロモックス錠100mg (3T×1 3日分)(毎食後)	17×3	
		(頓)ロキソニン錠60mg 2T×1回分(疼痛時)	4×1	
4/2		②再 再診 ← 自分だけの用語を作らない	42	
	1	根治 根貼	26	
		SP(アクリノール) 排膿(-) 圧痛(+) 自発痛(-)	-	
		腫脹(+)	-	
4/5		再診	42	
	1	OA(薬剤名(略))+2%キシロカインct1.8ml 浸麻1.0ml	-	
		抜歯(オキシテトラコーン1ケ)	150	
		処方料	42	
		調剤料	9	
		Rp)(内)フロモックス錠100mg 3T(3×1 3日分)(毎食後)	17×3	
		(頓)ロキソニン錠60mg 2T×2回分(疼痛時)	4×2	
4/6		再診	42	
	1	SP(アクリノール) 圧痛(+) 出血(-) 自発痛(-)	-	
4/12		再診	42	
	2	OA(薬剤名)+2%キシロカインct1.8ml 浸麻1.0ml	-	
		抜歯(オキシテトラコーン1ケ)	150	
		投薬せず 鎮痛剤が残っているため	-	

修正液などは二本線で行わない

力価、使用方法(服用方法単位)、使用量、を記載する

本人の状態を記入する。また、鎮痛剤、

部位を記載する

4/13			再診	42	
	2		SP(アクリノール) 良好	-	
			P基検(検査結果・所見(略))	200	
			ブラークチャート		
			その他		
			歯の動揺度		
			ポケットの深さ		
			頬側		
			口蓋側		
			ポケットの深さ		
			舌側		
			頬側		
			歯の動揺度		
			その他		
			ブラークチャート		
			(治療計画)	-	
			早期の歯石除去、咬合が不安定なため早期の補綴が必要	-	
			ブラッシングの習慣づけ	-	
	75~1	3~7	スケーリング	66+38×2	
			P基処(J) ← 薬剤名を記載する	10	
			歯管 (予防法についても説明)	110	
	321	3~3	機械的歯面清掃 ← 衛生士が行った場合は氏名を記載する	60	
4/20			再診	42	
	4~1	1~5	スケーリング	66+38×2	
4/28			再診	42	
			P基検(検査結果・所見(略))	100	
			ブラークチャート		
			その他		
			歯の動揺度		
			ポケットの深さ		
			頬側		
			口蓋側		
			ポケットの深さ		
			舌側		
			頬側		
			歯の動揺度		
			その他		
			ブラークチャート		
			(治療計画) 下顎前歯のポケットが深いためSRPが必要。	-	
			また、スクラビング法によるブラッシング	-	
			実地指(衛生士に指示した内容を記載する)	80	
	1		感根処 (NC Po EZ) 貼薬名も必ず記載する	144	
			診療実日数8日	2,876点	

行間をあけない

部位を記載する

必ず治療計画を立てる

全文書以外で必要なことがあれば記載する

		失PZ	636+30	
	3	2%キシロカインCt1.8ml 浸麻1.8ml	-	
		生PZ	796	
	①12③	平測(平行測定器) ← 使用器具を記載	50	
		連imp(材料名)	280	
		BT(材料名)	70	
		リテイナー(材料名)	100	
		仮セ(材料名)	4×2	
5/31		再診	42	
	①12③	(ワンピースキャスト)硬レ前装MC Br Set(12%Pd)	150	
		接着セ(材料名)	16×2	
		補管 ← または維持管	330	
		1 3 硬レ前装MC	1504×2	
		12 硬レ前装ポンティック	1436×2	
		診療実日数5日	9,840点	
6/2		再診	42	
	75	2%キシロカインCt1.8ml 浸麻1.8ml	-	
		生PZ	306×2	
	⑦6⑤	平測(平行測定器) ← 使用器具を記載	50	
		連imp(材料名)	280	
		BT(材料名)	70	
		リテイナー(材料名)	100	
		仮セ(材料名)	4×2	
6/9		再診	42	
	⑦6⑤	ワンピースキャストFMC Br Set(12%Pd)	150	
		接着セ(材料名)	16×2	
		維持管 ← または補管	330	
		75 FMC	719+824	
		6 鑄造ポンティック	860	
		歯管 (ブリッジポンティック基底面の清掃について指導)	110	
		実地指(衛生士に指示した内容を記載する)	80	

使用金属名を記載する

ワンピース法とツーピース法があるので記載する

			機械的歯面清掃	60	
			P基処(J)	10	
			④ ← 状態を記載する	-	
	7~5	67			
6/13			再診	42	
	4	5	鉤歯削合	40	
	7~5	67	機imp(材料名)	270	
	2	2	Hys処置() ← 薬剤名を入れる	50	
6/16			再診	42	
			咬合採得(咬合床)	55	
	21	12	Hys処置(薬剤名)	50	
6/30			再診	42	
	7~5	67	PD Set	753	
			1床5歯レジン歯	26	
			4 5 铸造レスト付2腕鉤(12%Pd)	415 × 2	使用金属名を記載する
			铸造リングルバー(12%Pd)	918	
			口ウ着	-	
			義管A(着脱時に骨隆起部に注意すること)	150	
			診療実日数5日	7,647点	
7/2			再診	42	
			歯管(食事指導・義歯での咀嚼)	110	
			実地指(衛生士に指示した内容を記載する)	80	
			P基処(J)	10	
	7~5	67	義管B(調整した部位等記載)	70	
		45	2%キシロカインCt1.8ml 浸麻1.8ml	-	
			充形	126 × 2	
			EE EB	-	
			光CR充(材料名) (B) ← 窩洞名を記載する	(102+11) × 2	
			研磨	-	
7/9			再診	42	
	3		充形	126	
			EE EB	-	

歯数による算定法なので

21 | 12

と記載する

部位を記載する

固有の指導内容を記載する

			光CR充 (BD)	152+11	
			研磨	-	
			義調(調整した部位等記載)	30	
	7~5	67			
			診療実日数2日	1,151点	